

## 藤崎台童園共済会規約

### (目的)

第1条 本会は、職員相互の親睦を図り、かつ、慶弔の意を表すことを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、藤崎台童園共済会と称する。

### (所在地)

第3条 本会を、熊本市中央区古京町3-5に置く。

### (組織)

第4条 本会は、児童養護施設藤崎台童園の正規職員をもって組織する。

### (会長)

第5条 本会の会長は、藤崎台童園園長・北村直登をもって充てる。

### (運営費)

第6条 本会の運営費は、会員からの拠出金でまかなう。

### (拠出金の内訳)

第7条 拠出金は5,000円とし、4,000円は旅行積立に、1,000円は餞別等に充てる。

### (資金の管理)

第8条 運営費は、郵便貯金口座でもって管理する。

### (会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年度4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

### (給付)

第10条 給付の内容及び給付額は、次のとおりとする。

(1) 餞別

在職期間	給付額	在職期間	給付額
6ヶ月以上1年未満	5,000円	7年以上10年未満	30,000円
1年以上3年未満	10,000円	10年以上15年未満	50,000円
3年以上5年未満	15,000円	15年以上20年未満	70,000円
5年以上7年未満	20,000円	20年以上	100,000円

(2) 見舞い

- ア. 15日以上入院及び自宅療養 30,000円  
イ. 災害等の場合 会員合議のうえ決定

(3) 慶祝

- ア. 結婚祝い 50,000円及び祝電  
イ. 出産祝い 30,000円  
ウ. 配偶者の出産祝い 20,000円

(4) 弔意

香典及び弔電

亡くなった人	給付額	亡くなった人	給付額
会員	50,000円	会員の1親等の姻族	20,000円
会員の配偶者	30,000円	会員の2親等の血族	20,000円
会員の1親等の血族	30,000円	会員の2親等の姻族	10,000円

(改正)

第11条 この規約の改正は、会員の過半数をもって決定する。

附 則

1. この規約は、平成15年1月1日から施行する。
2. 改正後のこの規約は、平成22年4月10日から施行する。